

一般会員について

皆さまへ

この度は一般会員についてのお問い合わせ、誠にありがとうございます。

現在、日本では遺伝性疾患に苦しむ犬たちが増えています。

我々の調査では、犬の主要な遺伝性疾患の1つである股関節形成不全の日本でのラブラドル・レトリバーの罹患率は46.7%で、おおよそ2頭に1頭の割合で有していることが分かりました。この割合は、欧米諸国での約40年前の割合に匹敵するか、あるいはそれ以上のものです。

遺伝性疾患を確実に減らすためには、遺伝性疾患の発生に関する情報を共有し、遺伝性疾患のないライン(血統)の犬たちを選択交配して行くしかありません。

このことは、40年以上前から行なわれている欧米諸国の試みからも明らかなことであり、その先駆国であるスウェーデンでは40年前に46%の割合で有していた股関節形成不全を10余年で23%にまで半減させることに成功しています。

こうした成功を収めるには、犬を愛する皆さまと、犬種を愛しブリードをなさる皆さま、そして我々獣医師が遺伝性疾患を減らすという同じ目的を持ったネットワークがあってはじめて可能になります。

スウェーデンでの長年の研究からは、1犬種につき全体の70%の犬を検査し、結果を公開登録し、共有していかなくは遺伝性疾患を確実に減少させていくことは難しいだろうとも言われています。そのため、このネットワークを確実に広げていかなくはなりません。

日本において、このネットワークを築いていくことは初めての試みであり、広く社会に普及していくためには年月を要すると思われれます。しかしながら、この取り組みは欧米諸国では40年以上前から行なわれていることであり、絶対に必要なことであることは現在までの欧米諸国の結果から明らかです。

畜犬登録数世界第2位の多くの日本の犬たちのために、この取り組みは急務です。

我々は、このネットワークを築き、遺伝性疾患を減少させるため、特定非営利活動法人「日本動物遺伝病ネットワーク」(JAHD Network)を発足致しました。JAHD Networkでは、専門獣医師による遺伝性疾患の診断による調査研究、情報収集とデータベースの構築、また診断結果の公開や科学的データの提供などの情報提供を中心に活動を行い、ネットワークを広く社会に普及していくための啓蒙活動を行って参ります。

このJAHD Networkの運営、活動には膨大な経費が必要となってきます。

本事業を円滑に運営していくためには、遺伝性疾患を減らしたいと願っている皆さまからの会費や寄付などのサポートがなければ成り立ちません。この皆さまからの会費および寄付のすべては、遺伝性疾患の減少を目指す活動や遺伝性疾患の研究活動に当てられます。私たちは獣医師の立場から可能なかぎり遺伝性疾患を減らす努力をいたす所存です。犬を愛する皆さまには、我々の活動内容や趣旨をご理解いただいた上で、事業を成功させるために、会費などによって事業を賛助する一般会員になって頂ければ心強い限りです。

ぜひ、前向きなご検討をしていただき、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

JAHD Network 代表

陰山 敏昭

特定非営利活動法人 日本動物遺伝病ネットワーク 一般会員会則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人日本動物遺伝病ネットワークという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を神奈川県横浜市緑区鴨居4丁目2番31号 鴨居駅前ビル303号室に置く。

(目的)

第3条 この法人は、身体障害者補助犬および家庭愛玩動物を含めた人の福祉に貢献する動物に多発している遺伝病の診断、情報収集、情報提供すること、又これらを広く社会に普及するための教育活動を行なうことにより、人と動物とがより健全な関係を築くことを目指し、福祉や社会教育の推進及び、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

(1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動

(2) 社会教育の推進を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

(1) 動物の遺伝病診断事業

(2) 動物の遺伝病に関する調査研究及び情報提供事業

(3) 動物の遺伝病予防の普及啓発事業

(種別)

第6条 この法人の一般会員は、次の4種とする。一般会員は議決権を有さない。

(1) 一般賛助会員・個人 この法人の事業を賛助するため入会した個人

(2) 学術賛助会員・個人 この法人の事業を賛助するため入会した獣医師

(3) 学術賛助会員・動物病院 この法人の事業を賛助するため入会した動物病院

(4) 法人賛助会員 この法人の事業を賛助するため入会した法人、企業、団体

(入会方法)

第7条 一般会員として入会しようとするものは、入会申込書に必要事項を記入し事務局に郵送し、あわせて入会金及び会費を当法人口座に振り込む。領収書は入金確認後、事務局より郵送される。

(入会金及び会費)

第8条 一般会員は、総会において定める次の入会金及び年会費を納入しなければならない。いずれも年会費は次の金額を一口とし、一口以上納入できる。

(1) 一般賛助会員・個人 入会金 3,000円 年会費 3,000円

(2) 学術賛助会員・個人 入会金 6,000円 年会費 6,000円

(3) 学術賛助会員・動物病院 入会金 10,000円 年会費 20,000円

(4) 法人賛助会員 入会金 30,000円 年会費 50,000円

(会員の資格の喪失)

第9条 一般会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 退会届の提出をしたとき。

(2) 本人が死亡し、又は一般会員である団体が消滅したとき。

(3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。

(4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 一般会員は、退会届を事務局に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 一般会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、役員の半数をもって、これを除名することができる。

(1) この会則等に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

(附則)

1.この会則は平成15年10月1日より施行する。

特定非営利活動法人「日本動物遺伝病ネットワーク」一般会員申込書(新規用)

< 学術賛助会員用申込書 >

には、を記入ください

一般会員の種別をお選び下さい

(何口)

学術賛助会員・個人 入会金 6,000 円 年会費 (1 口) 6,000 円 (____ 口) 計 _____ 円

学術賛助会員・動物病院 入会金 10,000 円 年会費 (1 口) 20,000 円 (____ 口) 計 _____ 円

注) 入会金は初回のみ必要となります。年会費は 1 口以上を納入できます。

ご寄付(任意) [_____ 円]

住所：〒 _____ - _____

電話番号： _____ F A X : _____ 携帯番号： _____

メールアドレス： _____ ホームページアドレス： _____

申込者名： (個人) 獣医師名： _____

(動物病院) 動物病院名： _____ 院長名： _____

当法人のインターネットサイトの賛助者リストに学術賛助会員として掲載させていただいてもよろしいでしょうか。

はい

いいえ

申し込み日： 2 0 ____ 年 ____ 月 ____ 日

..... 切り取り線

* 会則をご一読いただいた上、入会ご希望の方は、切り取り線より上の申込書に、もれなくご記入頂き、日本動物遺伝病ネットワーク事務局宛に郵送すると同時に、当法人の郵便局口座へ入会金と年会費をお振込み下さい。入金確認後、事務局より領収書を郵送致します。

申込書の送り先： 〒226-0003 神奈川県横浜市緑区鴨居 4-2-31 鴨居ビル 303 号室
特定非営利活動法人 日本動物遺伝病ネットワーク事務局

会費・寄付振込先

郵便振替

記号 : 1 0 2 5 0

番号 : 9 9 9 0 1 9 3 1

口座名義 : 特定非営利活動法人 日本動物遺伝病ネットワーク
(トクテイヒエイリカツドウホウジン
ニホンドウブツイデンビョウネットワーク)

< 備考 > 御振込み手数料は負担して頂きます。なお、申込者名と入金者名は同一としてください。

この度はご入会申し込みをしていただき誠にありがとうございました。